

男女共同参画「あきたF・F推進員」登録要綱

（趣 旨）

第1条 男女共同参画社会形成のための施策の一環として、各市町村における男女共同参画に関する施策・事業がより効果的に行われるよう、地域における推進的役割を担う人材を「あきたF・F推進員」（以下「推進員」という。）として登録する。

（認定・登録）

第2条 市町村から研修生として推薦のあった者のうち、次に掲げる要件を満たした者を推進員として認定、登録する。

- 一 県が別に定める研修へ参加した者
- 二 前号の研修をすべて修了後、報告書を提出し、推進員として適当であると知事が認めた者
- 2 前項第1号に掲げる研修を単年度で修了できなかった者は、翌年度まで研修期間を延長することができる。
- 3 推進員の登録は市5名以上、町村3名以上を目安とする。

（支 援）

第3条 県は、推進員の活動を支援する。

- 2 県は市町村・地域・企業等へ推進員制度を周知させ、幅広い活用を求める。
- 3 県は市町村等からの申請に応じ、別に定めるところにより推進員を派遣する。
- 4 県は推進員へ推進員証を交付し、活動時に携帯させる。

（任 期）

第4条 推進員の任期は5年とする。ただし、任期中に県が別に定める研修を修了した場合は、その任期を延長することができる。

- 2 任期の中途において、やむを得ない事由により、推進員として活動が出来なくなった場合は、本人からの申し出により、推進員の登録を抹消し、第3条第4項に基づく推進員証を返還させる。

（活 動）

第5条 推進員は、主に次の事業に関する活動を行う。

- 一 市町村
 - ア 市町村男女共同参画計画策定に関する委員会等
 - イ 各市町村が実施する男女共同参画関連事業
 - ウ 各市町村の男女共同参画政策に関わる各種審議会
- 二 地域
 - 町内会、公民館などの催しにおける、講演・ワークショップ・座談会
- 三 企業
 - 各企業のイベントなどにおける、講演・ワークショップ
- 四 学校
 - P T Aの会合等における、講演・座談会等
- 五 その他
 - 各団体等で開催する事業

（推進員の旅費等）

第6条 前条に掲げる活動（ただし、第一号を除く。）のうち、第3条第3項に基づく派遣に係る旅費等の経費については、必要に応じ、県が負担する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員の登録等に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 12 日一部改定。

平成 21 年 5 月 20 日一部改定。

平成 22 年 3 月 30 日一部改定。

平成 23 年 10 月 1 日一部改定。

平成 26 年 4 月 16 日一部改定。